

平成28年第9回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成28年9月30日（金）午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（16名）

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	6番	山本繁夫	委員
7番	有賀良雄	委員	8番	鈴木滋夫	委員
11番	星保雄	委員	12番	和田一男	委員
13番	塩田一也	委員	14番	矢吹幸彦	委員
16番	本宮勝正	委員	17番	矢野正則	委員
18番	北野唯道	委員	19番	砂塚功	委員

欠席農業委員（3名）

9番	緑川喜文	委員	10番	齋藤茂	委員
15番	大戸文治	委員			

出席農地利用最適化推進委員（18名）

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
鈴木信秋	委員	樋口幹夫	委員
邊見芳正	委員	篠宮四郎	委員
齋藤一廣	委員	小泉光敏	委員
深谷昭	委員	鈴木茂次	委員
橋本賢一	委員	深谷宏光	委員
高久亨	委員	円谷隆男	委員
秋元幸一	委員	山内喜一	委員
飛知和金一	委員	富永進	委員

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

矢内照美委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	森 正樹	主幹兼次長兼係長	橋本 浩一
主 査	高橋 早苗	主 事	高畑 祥史
表郷分室長	穂積 明	大信分室長	菅森 利栄
東分室長	鈴木 光一		

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまより農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達していますので、平成28年第9回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が4件、農地法第4条関係が4件、農地法第5条関係が6件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が7件、合わせて21件をご審議いただきます。よろしくお願いたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

長雨続きの中、総会開催日の本日、久々の晴天となりました中、委員の皆様には大変お忙しい中、気がもめる中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

本日、案件は21件でございますが、そのほか県下農業委員大会、それから議会との交流会等について後ほど説明があります。これらについても、できるだけ皆様方のご協力をまず初めをお願いしておきたいと思っております。

それでは、平成28年第9回の農業委員会総会をただいまより開会いたします。よろしくお願い申し上げます。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、12番、和田一男委員、13番、塩田一也委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告します。

9番、緑川喜文委員、10番、齋藤茂委員、15番、大戸文治委員、それから矢内照美推進委員であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局（橋本主幹兼次長兼係長） それでは、2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成28年9月30日提出。会長砂塚功。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局（高橋主査） それでは、3ページをごらんください。農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその4朗読】

以上、その1からその4までの案件につきまして、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

それでは、地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 五箇担当の深谷と申します。

この案件は、譲受人と山本繁夫委員と去る19日、午前10時から現地で立ち会いを行いました。

何ら問題がないものと思いますので、皆様の審議をよろしくお願いいたします。

なお、譲渡人は、電話でこの案件に関してお話をしましたが、申請に相違ないということですので、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

円谷委員 大信信夫1地区担当、円谷です。

この申請につきまして、去る25日、塩田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人は来られないとのことで、電話で確認をしました。譲受人においていただいで確認をとりました。

申請内容に間違いのないことです。周辺農地への影響もないと思われますので、皆様の審議をよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

富永委員 東小野田地区担当の富永です。

この申請の件につきましては、去る9月24日、本宮委員さんとともに譲渡人それから譲受人と現地で立ち会いをしてもらい、今も野菜をつくっていて今後もつくるということで、何ら周囲に与える影響もないと思われますので、皆様の審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

飛知和委員 東釜子西の飛知和です。

去る19日、我妻委員と2名で譲渡人、譲受人ともども現地を確認いたしまして、調査内容については特に問題ないものと思います。よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 5ページをごらんください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により審議す

るものとする。平成28年9月30日提出。会長砂塚功。

会 長 農地法第4条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） それでは、6ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、非線引き都市計画用途地域内農地の第1種低層住居専用地域に指定されていることから、第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 市内東部地区担当の鈴木です。

今回の申請につきまして、9月24日、齋藤委員と現地立ち会いたしました。

なお、申請人は病気療養中ということで、奥さんが立ち会いたしました。奥さんに申請内容について確認したところ申請内容とおりにということでもあります。周辺農地の影響はないということを確認いたしました。皆様のご審議よろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第4条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 11ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、非線引き都市計画用途地域内農地の第1種低層住居専用地域に指定されていることから、第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 市内東部地区担当の鈴木です。

今回の申請につきましては、去る9月24日、齋藤委員と申請者の3名で現地立ち会いし確認いたしましたところ、申請内容のとおりということで問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第4条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 16ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 金山地区担当の橋本です。

25日に、申請人と今井直敏委員と3人で現地を調査いたしました。何の問題もないので、皆様のご審議のほうよろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第4条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 21ページをごらんください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当の邊見です。

今回の申請について、去る9月23日、午後零時30分に高橋委員さん、あと申請人とともに申請地の現地調査と、申請内容について確認をいたしました。申請内容については間違いありませんでした。今回の農地転用による周辺農地への影響については、特に問題がないと思われまます。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 26ページをごらんください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成28年9月30日提出。会長砂塚功。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 27ページをごらんください。

【その1朗読】

非線引き都市計画用途地域内の第1種住居地域に指定されていることから、立地基準の農地区分につきましては第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この申請内容につきましては、9月25日に早津和一委員と現地のほうを確認いたしております。ちょうど申請者と譲渡人、この25日は都合が悪いということで、まず事前調査ということで早津委員と現地のほうへ行きまして、その内容について検討した結果、申請内容であれば間違いがなければいいということで確認をいたしております。申請者の譲受人から営業所長、それから譲渡人のほうは、高齢のために来られないということで代理人の方をよこすということで、代理の建築設計事務所に現地のほうへ来ていただきました。9月26日の月曜日に両人に来ていただきまして、この内容について説明を受けました。説明のとおり、間違いがないということでございます。地図を見ていただければわかるんですけども、北側と東側には水路、側溝が入っておりまして、周りに農地もなく何ら問題のないものと思っております。皆様方のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 32ページをごらんください。

【その2朗読】

非線引き都市計画用途地域内農地の準工業地域に指定されていることから、立地基準の農地区分につきましては第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この申請内容につきましては、9月28日に早津委員と2人で、現地のほうで立ち会っております。当日、譲受人、それからあと地元の設計施工者に現地のほうへ来ていただきまして、この内容について説明を受けました。農地の部分としては、ほとんどが駐車場側になりまして、その北西側は大きな水路がありまして、その水路でほかの農地とは隔離されているということで、その他の農地については影響ないものと考えております。それから、この水路の下流域に関しましては、下側は市内のほうに流れる水路となっております、他の農地に用いるということは余りないということでございます。この駐車場がかなり広いんですけども、ここに入った雨水関係は一度ためます。用水をためるますを設けまして、そこから北西側の大きな用水路のほうに落とし込むということにしているそうでございます。それから先ほど申請の内容の中で、払い下げという項目がたくさんあるんですけども、これについては現地のほうで関係地区の人たちに集まっていただきまして、2回ほど今までに説明会をやっているということでございます。これも払い下げの予定だそうでございます。

なお、入り口としては、国道側から入るような形になるというような説明でございました。他の農地に影響がないので、問題はないものと考えております。皆様方のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

北野委員。

北野委員 物件そのものに反対ではなくて、ちょっとお聞きしたいのですが、この36ページの

市の水路、それから道路に関してのこの用途廃止・払い下げ予定の払い下げ価格は幾らであるのか。まず、水路のほうから一つ一つ。

会 長 事務局。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 払い下げにつきましては、ここにありますように水路及び道になりますけれども、単価については確認しておりません。

北野委員 なぜ確認しないんですか。

会 長 では、誰か別な人、調べてきて、そして後から進行中でもいいから、後から答えるようにします。

北野委員、いいですか。

北野委員 いいよ。

会 長 では、それでお願いします。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 39ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては50戸連担の第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当の邊見です。

今回の申請について、去る9月23日、高橋委員さんと一緒に確認をさせていただいております。譲渡人は体調不良というふうなことで、娘さん立ち会いのもと、譲受人両氏立ち会いのもと、現地確認と申請内容について聞き取り調査をし、相違ないことを確認いたしました。今回の農地転用について、周辺農地への影響は特段問題がないと思われまます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 44ページをごらんください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

飛知和委員 東釜子西地区の飛知和でございます。

去る24日、我妻委員とお宅に伺ひまして、現地調査並びに本人たちの確認をいたしました。何ら支障のないものと思われまます。同一敷地内に息子さんが新築するということですので、何ら支障はないものと思われまます。以上です。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 49ページをごらんください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当の邊見です。

今回の申請につきまして、譲渡人は郡山市在住というふうなことで、遠方のため電話にて確認をいたしました。9月24日午前7時30分より、高橋委員と譲受人立ち会いのもと、現地確認と申請内容について聞き取り調査をいたしました。今回の農地転用による周辺農地への影響については、特段問題がないと思われまます。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 54ページをごらんください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古閑地区担当の深谷です。

今回の申請につきましては、去る9月25日に今井直敏委員さんと現地調査を行いました。譲渡人と譲受人の息子さんにも9月25日にお会いし、双方とも申請内容について間違いのないことを確認いたしました。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしく願ひします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

それでは、先ほどの5条その2について、北野委員のご質問にありました払い下げ価格について、事務局のほうから返答をお願いしたいと思ひます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） まず、今の北野委員さんからご指摘のあった分は併用地でございます。よって、今回の農地の5条申請につきましては、田、畑の部分ですから、今回、賃借権の単価を出した次第です。そして今、北野委員さんがご指摘のあった公有地、道、水路につきましては、農地転用とは一緒ですけれども併用地という考え方から、ここには所有権の移転は上げないということでございます。

北野委員 そういうことであるならば、後でこれが決定したときに教えてください。

会長 今、まだ北野委員に課題は残っておりますけれども、この件について皆さんご異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議なしということで、原案のとおり可決させていただきます。

◎議案第4号

会長 続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の

承認についてを審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 59ページをごらんください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。平成28年9月30日提出。会長砂塚功。

会長 事務局より説明をさせます。

事務局（高畑主事） それでは最終ページ、62ページをごらんください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業（所有権の移転）について、ご説明いたします。

【第1号朗読】

この案件につきましては、去る9月14日に大信信夫1地区担当委員の塩田委員、円谷委員立ち会いのもとあっせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております貸借権の設定第1号から第6号並びに所有権の移転第1号について承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、貸借権の設定第1号から第6号並びに所有権の移転第1号について原案のとおり承認いたします。

◎その他

会長 ほかにご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会長 総体的に委員さんのほうからございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会長 それでは事務局よりありますので、説明をお願いします。

事務局長 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

まず1点目ですが、農地利用状況調査につきましては、お忙しい中、大変ありがとうございました。まだ調査がお済みでない委員さんは、お早めに調査の上、事務局に提出をお願い

したいと思います。

2点目ですが、これは農業委員の皆様、市議会市民産業常任委員会と農業委員会との意見交換会の文書をお配りしております。日時は10月31日月曜日、第10回総会終了後の午後3時30分から市役所4階の全員協議会室で開催しますので、ご出席くださるようお願いいたします。

なお、出席報告につきましては、10月18日までに事務局へ連絡をお願いしたいと思います。

3点目ですが、農業委員並びに推進委員の皆様、福島県下農業委員及び推進委員大会の文書をお配りしております。日時は11月8日火曜日、場所は福島市のパルセいいざかで開催されますので、多数のご参加をお願いいたします。

なお、出欠の報告につきましては、10月18日まで事務局に連絡をお願いしたいと思います。

4点目ですが、お手元に委員報酬の上半期分の明細書を配付させていただきました。本日、指定口座に振り込みとなっておりますので、各金融機関でご確認をお願いいたします。

5点目ですが、5月から実施しておりましたノーネクタイ・ノー上着のクールビズは本日9月30日をもって終了となりますので、来月からは上着などを着用の上、総会に出席をお願いいたします。

最後になりますが、次回の総会につきましては、10月31日月曜日午後2時から、この場所で開催をしますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

会 長 総体的に何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、ただいま事務局のほうからもございましたが、10月31日につきましては、農業委員さんの出席をお願いしたいと思います。

それから11月8日、全員ですけれども欠席者のいないように、ひとつ県下農業委員大会にご出席くださいますよう、重ねてお願いを申し上げたいと思います。

以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして平成28年第9回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後 3時30分)